

12月審査会だより

審査会研修会、専門会議などから全国的に取り扱いが決まった事例など紹介いたします。
一般に、支部取り決め事項、本部検討事例、審査支払機関の審査判断基準等から報告して
いますので、返戻等あることがございます。

1. ジャディアンス錠に対する2型糖尿病で末期腎不全を合併する症例への投与は認められない。
2. リパクレオン顆粒は、慢性膵炎の適応ではありません。非代償期の慢性膵炎・膵切除・膵嚢胞線維症等を原疾患とする膵外分泌機能不全に適応とされています。
3. HBs抗体は、既往感染症やワクチン効果を判定するときに用いる検査です。B型慢性肝炎治療中のHBs抗体の算定については原則として認められない。
4. 腎性貧血の原因となる傷病名の記載がない場合は、ダーブロック錠等の投与は、原則として認められない。
5. 原因疾患のない筋力低下に対するH002運動器リハビリテーション料の算定は原則として認められない。
6. 痔瘻に対する病理組織標本作製・組織切片によるものの算定は原則として認められる。また、痔核に対する場合は原則として認められない。
7. 高血圧症に対する末梢血液一般検査の算定は原則として認められる。
8. HCV抗体定性・定量の算定は原則として次の場合認められる。
ウイルス性肝炎疑い 急性肝炎のみ 慢性肝炎のみ C型肝炎疑い
C型肝炎の診断時 C型急性肝炎 C型慢性肝炎
慢性透析患者に対する定期的検査
9. カルベジロールの算定は単なる不整脈の傷病名での算定は原則として認められない。
10. 低用量アスピリン投与時における、胃潰瘍または十二指腸潰瘍の既往がレセプトで確認できない場合、次の薬剤の算定は原則認められない。
ランソプラゾール【内服薬】(タケプロンカプセル等)
エソメプラゾールマグネシウム水和物【内服薬】(ネキシウムカプセル等)